

## 議案第72号

### 日進市準用河川占用料条例の一部改正について

日進市準用河川占用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、これに準じて占用料の額を改定するため、日進市準用河川占用料条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

別表の占用料の額を改める。

日進市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市準用河川占用料条例(平成12年日進市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用の種類	区分	単位	占用料(単位円)	占用の種類	区分	単位	占用料(単位円)
電柱類等を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	1,100	電柱類等を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	840
	第2種電柱	1本1年につき	1,600	第2種電柱	1本1年につき	1,300	
	第3種電柱	1本1年につき	2,200	第3種電柱	1本1年につき	1,700	
	第1種電話柱	1本1年につき	940	第1種電話柱	1本1年につき	750	
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500	第2種電話柱	1本1年につき	1,200	
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100	第3種電話柱	1本1年につき	1,700	
	その他の柱類	1本1年につき	94	その他の柱類	1本1年につき	75	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8	
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	6	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,900	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,500	
略				略			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。